

「科学技術イノベーションの推進」の実行状況

施策項目	主なスケジュール	実行状況
<p>総合科学技術会議の司令塔機能強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算に係る新たなメカニズムを来年度概算要求段階から導入 ・司令塔機能強化のための法案を通常国会に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「科学技術イノベーション予算戦略会議」を6月に設置し、予算要求の企画段階から科学技術関係予算の重点化等を主導するとともに、7月31日の総合科学技術会議において2014年度資源配分方針を決定。9月13日には予算重点化の対象となる施策群を特定。 ・概算要求を踏まえ、総合科学技術会議及び内閣府の所掌事務の追加等を内容とする内閣府設置法改正法案を次期通常国会提出に向けて準備中。
<p>戦略的イノベーション創造プログラムの推進</p>	<p>本年8月末までに具体策を固め、所要の予算を内閣府に計上。</p>	<p>2014年度資源配分方針において、プログラムの具体的な仕組みを明らかにするとともに、プログラムの実施に必要な予算を内閣府に計上するため、517億円の概算要求を行い、10の課題候補を選定。</p>
<p>革新的研究開発支援プログラムの創設</p>	<p>本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映。</p>	<p>総合科学技術会議の下に設置した最先端研究開発支援推進会議においてプログラムの具体的な在り方について検討を行い、8月に骨子を決定。</p>
<p>研究開発法人の機能強化</p>	<p>閣議決定に基づき、世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設するため、次期通常国会に法案提出を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会」(科学技術政策担当大臣及び文部科学大臣の合同懇談会)において、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を検討し、11月を目途に報告書としてとりまとめ、総合科学技術会議本会議で議論予定。 ・「行政改革推進会議」において、同会議の下の「独立行政法人改革等に関する分科会」第1WGで、研究開発法人を中心にヒアリング等を行い、同分科会にて、研究開発法人も含め独立行政法人全体の制度・組織の見直しについて、議論を行っているところであり、年末までにとりまとめ予定。
<p>研究支援人材のための資金確保</p>	<p>本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術イノベーションに適した環境創出に向け、研究マネジメント人材の配置等に関する「研究大学強化促進事業」、若手研究人材・研究支援人材の流動性を高めつつ、キャリアアップを図る新たな仕組みを構築する「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築」、大学等と研究支援人材のマッチングに関する「研究人材キャリア情報活用支援事業」等について概算要求に計上。 ・資金確保に関し、関係府省担当者会議等を踏まえ、競争的資金制度については間接経費30%を確保して概算要求に計上。

施策項目	主なスケジュール	実行状況
官・民の研究開発投資の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界1位に。 ・第4期科学技術基本計画中の政府研究開発投資の総額を対GDP比の1%にすることを旨とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度概算要求中の科学技術関係予算は約4兆1,736億円であり、第4期科学技術基本計画中のこれまでの政府研究開発投資額と合わせると約18.1兆円(平成23～26年度の4カ年)となる。(政府研究開発投資の対GDP比率1%、GDPの名目成長率平均2.8%を前提に試算した第4期基本計画期間中の総額規模は約25兆円) ・研究開発税制については、本年10月1日に発表された与党税制改正大綱において、平成26年度に、上乗せ措置を3年間延長するとともに、上乗せ措置のうち試験研究費の増加額に係る税額控除制度(増加型)を、増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み(最大30%まで)に拡充することとされている。
知的財産戦略・標準化戦略の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年度中に、特許審査順番待ち期間11か月以内とし、2015年度中に、審査請求から特許権利化までの期間を全件36か月以内とする。 ・2013年度中にハーグ協定に対応した意匠制度の見直しについて成案を得て、その後速やかに関係法改正案を国会提出。 ・2014年年央までに職務発明制度の見直しについて論点整理、2014年度中に結論を得る。 ・重要な認証基盤の在り方について今年度内にとりまとめ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度中に審査順番待ち期間を11か月に達成すべく努力中。迅速かつ質の高い審査を実現するためには、審査体制の整備・強化が前提となるため、まずは、2014年度定員として、任期付審査官103名及び恒常審査官33名の増員を要求。「世界最速かつ最高品質」の審査の実現を目指す。 ・1回の手続きで複数国への出願を可能とするハーグ協定に対応した、意匠制度の見直しを検討中。その結果を踏まえ、意匠法等関係法令の改正を実現すべく、改正法案の準備を進めている(併せて、特許法や商標法等の改正も検討中)。 ・「職務発明制度に関する調査研究委員会」を特許庁に設置。研究者や研究拠点を巡る実情に関して、より精緻な把握を図るとともに課題を抽出するため、研究者・企業等を対象としたアンケート調査等を実施中。今年度中に委員会での調査結果をとりまとめ予定。また、科学技術政策担当大臣の主催で「イノベーション推進のための知財政策に関する検討WG」を計3回開催し、イノベーション推進のための職務発明制度の在り方について有識者(産業界、研究者等)より意見を聴取の上、その所感を取りまとめた。 ・国際的に通用する重要な認証基盤の在り方について検討するため、グローバル認証基盤研究会を設置し、6月に第1回を開催。個別分野の検討状況を踏まえ、次回以降の研究会を開催し、年度内にとりまとめを行う予定。

(※) 上記の他、今国会に議員立法での提出が予定されている「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律」の一部を改正する法律案において、大学等及び研究開発法人の教員等、研究者、技術者等についての労働契約法の特例、研究開発法人の行う出資業務等の追加、新たな研究開発法人制度の創設に関する規定の整備等を行うことが盛り込まれる見通し。